

## 第 72 号議案

### 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

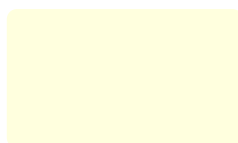
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴う規約の変更について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものである。



大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日指令地行第2202号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

